

# 建設業許可について

愛知県都市・交通局 都市基盤部  
都市総務課 建設業・不動産業室  
令和4年10月

# 建設業許可の更新について

建設業許可の有効期間は、許可のあった日から**5年間**です。

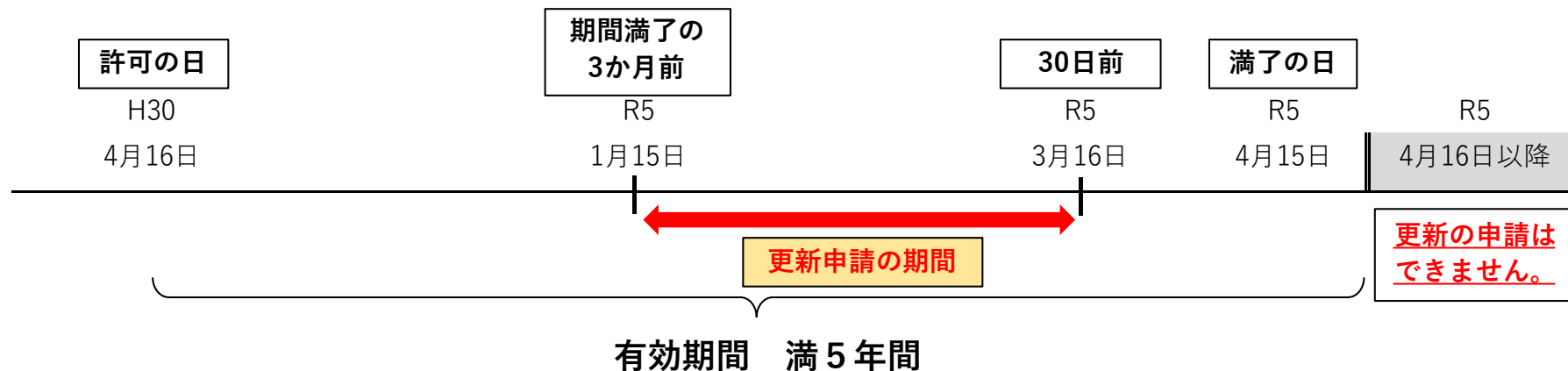
(例) 平成30年4月16日に許可を受けた場合

→令和5年4月15日が有効期間の満了日

引き続き許可が必要な場合、有効期間満了の3か月前から30日前までに許可の更新手続きをする必要があります。

**満了日が閉庁日であっても、その日をもって満了します。**

**この間、毎事業年度の決算終了後には事業年度終了届出書、その他許可の申請事項の内容に変更が生じた時には、変更届出書等を期限内に提出してください。**



## ◎許可を受けたあとの届出等一覧

変更事項	提出期限
経営業務の管理責任者等、専任技術者の変更	事実発生後 <u>2週間</u> 以内
令第3条に規定する使用人の変更	
健康保険等の加入状況の変更	
欠格要件に該当したときなど	
商号又は名称の変更	事実発生後 <u>30日</u> 以内
営業所の名称・所在地又は業種の変更	
営業所の新設・廃止	
資本金額の変更	
役員等の就退任、追加、削除、常勤・非常勤、氏名の変更、代表者の変更	毎事業年度終了後 <u>4か月</u> 以内
個人事業主の氏名や支配人の変更	
毎事業年度（決算期）が終了したとき	廃業事由発生から <u>30日</u> 以内
建設業を廃業したとき	

◎上記は代表的な変更事項を挙げたものです。これら以外にも変更の手続が必要な場合があります。

◎必要書類等については、「建設業法による変更届等の手引」をご覧ください。

◎手引、様式の入手方法については、8ページをご覧ください。

# 提出に際しての注意点

- ・更新等の申請の前には、必要な変更届や事業年度終了届を提出していなければなりません。
- ・提出書類は、正本と副本が各1部ずつ必要です。  
法定様式以外の登記事項証明書、身元証明書等については、副本分は写しを添付してください。
- ・申請書類等への押印は不要です
- ・役員等の変更届と更新の申請を同時に提出する場合には、それぞれに証明書（原本）の添付が必要です。
- ・適正な経営体制（経營業務の管理責任者等の要件）のイ該当（2）及び（3）、ロ該当については提出前に必ず事前相談してください。

# 適正な経営体制（経營業務の管理責任者等の要件）について

○経營業務の管理責任者等の要件について

イ 常勤役員等（法人の役員、個人事業主、個人事業主の支配人等）で以下のいずれかに該当する者を置く

(1) 建設業に関して5年以上役員等の経験がある。



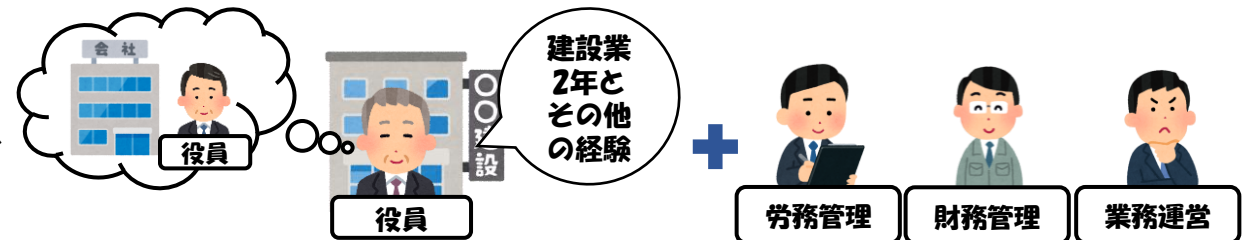
(2) 建設業に関して5年以上役員等に準ずる地位（経營業務を執行する権限の委任を受けた執行役員等）の経験がある。



(3) 建設業に関して6年以上役員等に準ずる地位で、役員等を補佐する業務の経験がある。



ロ 建設業に関して2年以上役員等の経験があり、かつ5年以上の所定の役員等の経験がある常勤役員等と、財務管理、労務管理、業務運営の業務経験を有する者を、当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置く



# 適正な社会保険の加入について

令和2年10月1日に建設業法が改正され、『適切な社会保険に加入していること』が許可要件となりました。

令和2年10月1日以降受付分の申請については、更新を含め全ての申請について、適切な社会保険に加入していない場合は許可をすることができませんのでご注意ください。

所属する事業所		就労形態	社会保険		労働保険
事業所の形態	常用労働者の数		医療保険（いずれかに加入）	年金保険	雇用保険※2
法人	1人～	常用労働者	<ul style="list-style-type: none"> <li>協会けんぽ</li> <li>健康保険組合</li> <li>適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1</li> </ul>	厚生年金	雇用保険
	-	役員等			-
個人事業主	5人～	常用労働者			<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険</li> <li>国民健康保険組合（建設国保等）</li> </ul>
	1人～4人	常用労働者	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険</li> <li>国民健康保険組合（建設国保等）</li> </ul>	国民年金	
	-	事業主、一人親方			-

■：事業主に従業員を加入させる義務があるもの

※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入。（この場合は、協会けんぽに加入し直す必要はありません。）

※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かは問いません。

# 電子申請について

◎令和5年1月より、建設業許可申請に関する手続きについて、インターネットを通じた電子申請ができるようになります。

- ・電子申請を行う場合、申請手数料についても電子納付を行うことができるようになります。
- ・申請書の補正連絡については、電子申請システムを介して行うこととなります。  
(内容によっては電話でご連絡したり、窓口までお越しいただく場合があります。)
- ・紙による申請書等の受付も継続します。
- ・電子申請システムの利用には、デジタル庁が所管するGビズIDの取得が必要になります。
- ・詳細については、国土交通省のWebページもご参照ください。

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_tk1\\_000001\\_00019.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html)



# 窓口対応における新型コロナウイルス感染症対策について

◎令和2年4月より、新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、窓口での受付対応を、以下のとおりとさせていただきます。

- ①窓口では、**必要書類が整っているかのみ確認し、申請書・届出書をお預かりする。（仮受付）**
- ②仮受付後、内容確認作業を行い、結果をお知らせ。※必要に応じ、電話・FAX等により補正指示。
- ③確認終了後、申請の場合は、**窓口にて手数料（県証紙）を納めた後、本受付。届出の場合は、本受付の上、副本の返却（返信用封筒をご提出いただけましたら、そちらで副本を返送します）。**

◎令和2年5月より、全ての申請・届出について、郵送及び投函による仮受付を開始しています。

◎いずれの方法による場合も、申請の際の証紙の貼付は、仮受付時ではなく、内容確認後、県から確認結果をお知らせした後になります。**（先に貼って郵送することのないようご注意ください）**

◎各種証明書類や確認書類が添付されないまま、提出される例が見受けられます。下記URLにて、必要書類のチェックリスト（「提出票」）を掲載していますので、必要書類が揃っているか事前にご確認の上、提出くださるようお願いいたします。

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html>



# 各種手引および許可申請書類の入手方法について



愛知県の都市総務課建設業・不動産業室のWebページからダウンロードできます。

(<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html>)

